

立地適正化計画(届出制度)にかかる関係団体説明会について

1 関係団体への説明

<開催日、時間、場所、参加者数>

平成 30 年 1 月 18 日(木)に、医療、福祉、教育、経済、建設等の 34 の関係団体を対象とした説明会を開催し、66 名にご参加いただきました。誠にありがとうございました。

市の考え方は、ご意見等に対して説明会で回答した内容だけではありません。充分なご回答ができていないご質問等については、改めて整理した市の考え方を記載しています。

- ・開催日:平成 30 年 1 月 18 日(木)
- ・時間:【第 1 部】13:00~14:30 【第 2 部】15:00~16:30
- ・場所:アマランス(市民会館内)
- ・参加人数:【第 1 部】36 人 【第 2 部】30 人 合計:66 人
- ・対象団体

分野	団体名
医療	長崎市医師会、日本病院会、全日本病院協会、長崎市歯科医師会、長崎市薬剤師会
福祉	長崎市社会福祉協議会、長崎市老人福祉施設協議会、長崎市老人クラブ連合会、長崎市社会福祉事業団、長崎市心身障害者団体連合会
教育	長崎市保育会、長崎市私立幼稚園協会、長崎県専修学校各種学校連合会、長崎市PTA連合会、長崎県私立中学高等学校協会
経済	長崎商工会議所、長崎市商店街連合会、長崎経済同友会、長崎青年会議所、長崎県経営者協会、東長崎商工会
建設	長崎県建築士事務所協会、長崎県建築士会、長崎県建設業協会、長崎県建設工業協同組合、長崎県中小建設業協会
不動産	長崎県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、全国賃貸住宅経営者協会連合会
交通	長崎バス、長崎県営バス、長崎電気軌道、長崎市タクシー協会、長崎県バス協会

立地適正化計画(届出制度)にかかる関係団体説明会

No.	項目	質問・意見	市の考え方
1	届出制度について	都市機能誘導区域内に新たに大規模店舗を建てる時に届出は必要か。(説明資料P17下段)	届出は不要である。
2	届出制度について	届出だけでは、強制力がないので居住誘導が進まないのではないか。	居住地の選択は個人の自由となっているため、強制的に誘導することはできないが、新たに居住地を選択する際に居住誘導区域を参考にしてもらい、時間をかけて緩やかに誘導するイメージである。
3	届出制度について	届出だけなのに罰則があるのか。(説明資料P21)	都市再生特別措置法で定められている。
4	届出制度について	届出した結果、その施設が建てられなくなることはあるのか。	届出は、開発や建築の動向把握を目的としており、施設が建てられなくなることはない。
5	第1章 長崎市立地適正化計画の概要	今後、計画区域内に都市機能を集中させるような計画か。	人口減少下においても、バスなどの公共交通で集まりやすい「都市機能誘導区域」に、市民生活に欠かせない施設を立地させ、維持していくための取り組みであり、市全体の暮らしやすさを求めていくための計画である。
6	第4章 都市機能誘導区域	浦上川右岸が都市機能誘導区域に入っていないのはなぜか。(説明資料P8)	高齢者の徒歩圏である路面電車沿線から500mの範囲や商業系の用途地域、高次な都市機能増進施設の立地状況を踏まえて都市機能誘導区域を設定している。しかし、旭大橋の低床化など都市基盤の整備状況や土地利用の変化に応じて区域の見直しを行う予定である。
7	第5章 誘導施設	都市機能誘導区域内に誘導施設が必要以上に多くある場合は削減を図るのか。	制度上、不足する場合に誘導するものであり、必要以上の施設を減らす考えはない。
8	第7章 誘導施策	立地適正化計画を策定することによる優遇措置を教えてください。実際の取り組みについて説明してほしい。	本計画を策定することにより誘導施設を整備する際に税制措置や、計画に基づく取り組みについて、一定、国の支援措置などがある。取り組みについては、中心市街地の活性化による都市の賑わいと活力の創出や快適で暮らしやすい市民生活の実現を図るために、再開発事業や新市庁舎建設などに取り組んでいく。また、都心部の高度利用に向けた規制緩和を検討している。居住については、居住誘導区域内の空き家を活用し、居住誘導区域外の空き家の除却について国の支援が受けられる(パンフレットP3)。
9	その他	災害の危険性がある場所などで区域設定をしているが、重要事項説明をした際に売れなくなるのではないかと危惧している。また、所有者がわからない土地について、市としての対策はあるのか。	土砂法などの制限の概要については、すでに重要事項説明で説明することになっている。所有者が不明の土地(空き地)について市の対策はないが、国では、相続時の登記義務付けなど、法改正の検討が進められているとの新聞報道があっているので注視したい。
10	その他	中心部は駐車場代がかかるため、駐車場代が無料の郊外店舗に行く傾向にある。中心部の賑わいや活力を守っていくためにも駐車場の配置計画を考えてほしい。	中心部の駐車場については、基本的には、附置義務制度に基づく駐車場や、公共及び民間の路外駐車場により充足している。区画整理事業や再開発事業などの大規模開発事業などにおいてまちづくり計画等も考慮しながら適正な駐車場の配置を誘導していきたい。
11	その他	他にも市民説明会の予定があれば教えてください。(説明資料P2上段)	現時点では市民説明会は予定していないが、今後も広報などで計画内容の周知を図っていきたい。なお、5月には、届出制度について関係団体への説明会を予定している。